

前回委員会質問への回答

Q. 法律に書いてあるから、条例に載せなくてもいいという考え方はおかしくないか。

A

○市の差別解消条例は、「法律は条例がなくとも効力をもつ」という考えのもと、法の内容の一部を取り入れつつ、市独自の内容を盛り込んで条文構成をしています。(独自の条例という性質)

独自の内容例 「障がい」の定義に難病に起因する障害を明記、市民の合理的配慮の努力義務、虐待の禁止、差別事案解決のフロー、差別解消推進委員会の設置など

○今回の法改正で追加された内容も松江市全般に効力を及ぼすため、条例に新規に規定する必要はないと考えますが、条例の中で、法改正に沿わせる必要がある部分については、条例改正をする考えです。

条例の規定) 事業者の合理的配慮の提供 … 努力義務 ⇒ 義務 に改正する必要がある。

障害者差別解消法	障がい者差別解消条例
<p>第一章 総則</p> <p>第1条 (目的)</p> <p>第2条 (定義)</p> <p>第3条 (国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第4条 (国民の責務)</p> <p>第5条 (社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)</p> <p>第2章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針</p> <p>第6条 【条例に未規定】</p> <p>第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置</p> <p>第7条 (行政機関等における障害を理由とする差別の禁止) 【条例に一部未規定】</p> <p>第8条 (事業者における障害を理由とする差別の禁止)</p> <p>第9条 (国等職員対応要領) 【条例に未規定】</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条(目的)</p> <p>第2条(定義)</p> <p>第3条(基本理念)</p> <p>第4条(市の責務)</p> <p>第5条(市民等の役割)</p> <p>第2章 差別及び虐待の禁止並びに相互理解の促進の取組</p> <p>第6条(差別及び虐待の禁止) 【一部市独自】</p> <p>第7条(相互理解の促進)</p> <p>第3章合理的配慮の促進の取組</p> <p>第8条(合理的配慮の促進の取組) 【市独自】</p> <p>第9条(合理的配慮の評価) 【市独自】</p>

<p>第 10 条（地方公共団体等職員対応要領）【条例に未規定】</p> <p>第 11 条（事業者のための対応指針）【条例に未規定】</p> <p>第 12 条（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）【条例に一部未規定】</p> <p>第 13 条（事業主による措置に関する特例）【条例に未規定】</p> <p>第 4 章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置</p> <p>第 14 条（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）</p> <p>第 15 条（啓発活動）</p> <p>第 16 条（情報の収集、整理及び提供）【条例に未規定】</p> <p>第 17 条（障害者差別解消支援地域協議会）【条例に未規定】</p> <p>第 18 条（協議会の事務等）【条例に未規定】</p> <p>第 19 条（秘密保持義務）【条例に未規定】</p> <p>第 20 条（協議会の定める事項）【条例に未規定】</p> <p>第 5 章 雑則</p> <p>第 21 条（主務大臣）【条例に未規定】</p> <p>第 22 条（地方公共団体が処理する事務）【条例に未規定】</p> <p>第 23 条（権限の委任）【条例に未規定】</p> <p>第 24 条（政令への委任）【条例に未規定】</p> <p>第 6 章 罰則</p> <p>第 25 条</p> <p>第 26 条</p> <p>附 則</p> <p>附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）</p>	<p>第 4 章 差別等事案を解決するための取組</p> <p>第 10 条(松江市障がい者差別解消推進委員会の設置)【市独自】</p> <p>第 11 条(相談)</p> <p>第 12 条(助言又はあっせんの申立て)【市独自】</p> <p>第 13 条(調査)【市独自】</p> <p>第 14 条(助言又はあっせん)【市独自】</p> <p>第 15 条(勧告)【市独自】</p> <p>第 16 条(公表)【市独自】</p> <p>第 5 章 雑則</p> <p>第 17 条(雑則)</p> <p>附則</p>
--	---